

津之郷山守線(福山西環状線)道路改良事業に係る  
埋蔵文化財発掘調査支援業務委託特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団(甲)が、発掘調査支援業務受託者(乙)に委託する、津之郷山守線(福山西環状線)道路改良事業に係る埋蔵文化財発掘調査支援業務に関して規定したものである。

(作業基準)

第2条 本業務は、本特記仕様書に基づき実施するものとし、本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

- ・ 公共土木設計業務等委託契約約款

(業務内容)

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 業務名

津之郷山守線(福山西環状線)道路改良事業に係る埋蔵文化財発掘調査支援業務

(2) 業務場所

広島県福山市駅家町大字大橋(石鎚権現遺跡)※ 遺跡の概要は別紙1のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和3年3月26日まで

(現地作業予定 令和2年7月20日から令和2年12月4日まで)

(4) 委託業務内容

委託業務内容は、次のとおりとする。

- ・ 測量基準杭設置及び測量
- ・ 表土掘削、排土運搬及びそれに付帯する作業
- ・ 遺構検出及び掘り下げ
- ・ 記録作業(実測・写真撮影等)
- ・ その他付帯業務(写真測量、空中写真撮影、調査事務所等の設置・管理のほか、甲の指示した業務)

なお、各委託業務内容の詳細は、別紙2及び別紙3のとおりとする。

(用語の定義)

第4条 本特記仕様書で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 調査職員

甲の正職員で、乙の指示・監督を行い、当該遺跡の発掘調査を実施する者をいう。

このうち、本業務に関する総括を行う者を「総括調査職員」、本業務の業務場所に常駐し、直接乙の指示・監督を行う者を「主任調査職員」という。

調査職員は、公共土木設計業務等委託契約約款第9条でいう調査職員と同じ権限を有するものとする。

## (2) 調査員

乙の正社員で、調査職員の指示・監督を受けて、本業務の業務場所において、本業務を履行する者をいい、次の経験と能力を有する者でなければならないものとする。

- ・ 遺構や出土遺物の記録（土層分層・計測・図化・写真撮影）作業を、迅速かつ的確に行うことができる。
- ・ 発掘調査の趣旨や本業務の調査対象である遺跡・遺構の構造・内容等を正しく理解している。

調査員のうち、甲の調査職員の指示・監督を直接受け、本業務の履行に関する管理・統括を行う者を「主任調査員」といい、公共土木設計業務等委託契約約款第10条でいう管理技術者と同じ権限を有するものとする。また、主任調査員は、調査員の経験・能力に加え、次の能力を有する者とする。

- ・ 調査員や発掘作業員への指示を迅速かつ的確に行うことができる。
- ・ 適切な安全対策を講じることができる。
- ・ 現在までの乙における正社員歴が継続して3年以上である。
- ・ 発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる能力と経験を有する。（具体的には、大学（4年制）もしくは大学院において考古学・文化財学等を専攻（修了）した後3年以上の発掘調査経験があり、発掘調査報告書の執筆及び編集を主体となって実施した経験を有するか、これと同程度（発掘調査経験年数では5年以上）の経験・能力を有する者をいう。）

## (3) 発掘作業員

本業務の実施のため乙が雇用した者で、調査員の指示を受けて、遺構掘削などの発掘作業を行う者をいい、発掘作業に誠実かつ熱意を持って従事する者であることとする。

（調査職員の選任）

第5条 甲は、調査職員を選任したときは、その氏名を乙に通知するものとし、その者を変更した場合も同様とする。

（調査員の選任）

第6条 乙は、本業務の実施にあたり、調査員2名を選任して業務場所に常駐させるものとし、このうち1名を主任調査員に指名するものとする。

2 主任調査員は、本業務の履行期間中は他の者と交替してはならない。

3 乙は、本業務着手前に、調査員選任通知書とともに、調査員の経歴書及び健康保険被保険者証写しを甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

4 乙は、第1項で定めた調査員のほか、必要に応じて調査員を増員することができることとし、あらかじめ、前項の規定による手続きを行うものとする。

5 前項の場合、増員に要する経費は乙の負担とする。

(作業主任者の選任)

第7条 乙は、本業務の実施にあたり、足場組立及び不整地運搬車運転の作業主任者(以下、「作業主任者」という。)を選任し、業務場所に常駐させるものとする。

2 乙は、作業主任者選任通知書とともに、資格所有を証する書面写しを甲に提出し、甲の確認を得るものとする。その者を変更したときも同様とする。

3 乙は、必要があれば発掘作業員の特別教育及び技能講習を行うものとし、その場合の経費は乙の負担とする。

(発掘作業詳細工程表等)

第8条 乙は、本業務着手前に、甲の示した発掘作業工程表に基づき、業務場所の状況等を勘案して業務実施計画書(乙の組織図及び緊急連絡体制を含む。)及び発掘作業詳細工程表を作成し、甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

2 乙は、本業務の進捗を発掘作業詳細工程表により管理し、その実績を発掘調査日誌、調査業務報告(作業進捗状況報告)に記録することとする。

3 乙は、発掘作業詳細工程表、発掘調査日誌及び調査業務報告(作業進捗状況報告)を、甲が常時閲覧できるよう調査事務所に常置しておくこととする。

(発掘作業員)

第9条 乙は、本業務着手前に、本業務の履行に必要な十分な人数の発掘作業員を雇用し、発掘作業員名簿を甲に提出することとする。

2 発掘作業員が増減した場合は、その都度、前項の規定による手続きを行うこととする。

3 乙は、発掘作業員の賃金日額及び通勤交通費を、甲の実施する他の発掘調査の実情を勘案して設定するものとする。

(資器材の準備等)

第10条 乙は、本業務着手前に、別紙4に示した資器材を含め本業務の履行に必要な資器材を、乙の負担により準備し、業務場所に備えなければならない。

2 乙は、本業務履行期間中に、資器材の不足や修繕が必要となったときは、直ちに対応しなければならない。

(資料の保管)

第11条 本業務の実施により収集・作成された資料(遺物、図版、写真、発掘調査日誌、台帳類及びその他の記録物)については、本業務履行期間中は乙の責任において、適切に管理・保管しなければならない。

2 本業務の実施により収集・作成された資料(写真・図面及びその他の記録物)につ

いては、許可なく他に利用してはならない。

(遺跡の公開)

第 12 条 乙は、甲が企画・実施する遺跡の公開（遺跡見学会開催・見学者対応など）に関する事業に対し、協力しなければならない。

(契約変更)

第 13 条 本業務の契約時の計画数量と発掘調査後の実施数量が著しく異なるときは、甲の請求に基づき、乙が資料を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定に基づき提出された資料により、設計の見直しを行い、契約変更を行うこととする。

(成果品)

第 14 条 乙は、本業務を完了したときは、別紙 5 に示した成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から提出された成果品を検査し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査を受けなければならない。

4 成果品の提出・修正に要する経費は、乙が負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

第 15 条 業務委託料の支払いは、本業務完了後の一括払いとする。

2 乙は、前条第 2 項の検査に最終的に合格したときに、業務委託料の支払いを請求することができる。

(関係法令の遵守)

第 16 条 乙は、本業務の実施にあたり、文化財保護法・労働基準法・労働安全衛生法・環境基本法・測量法等関係法規、国土交通省公共測量作業規程及び道路交通法などの関係法令・規則を遵守し、業務場所の安全管理、事故防止、労働環境整備、保安対策や、公害・火災・災害の防止に努めなければならない。特に、労災保険については、本業務着手後速やかに加入を証する書面写しを甲に提出し、甲の確認を得るものとする。

2 本業務の実施のため、測量法・道路交通法等に基づく手続きが必要な場合は、乙が遺漏なく行うものとする。

3 第 1 項及び第 2 項の措置は、乙の責任と費用負担によることとする。

(出土遺物及び写真・図面類の取扱い)

第 17 条 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料（成果品を含む写真・図面及びその他の記録物）の所有権及び著作権は、本業務完了後はすべて甲に帰属するものとする。

2 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料（成果品を含む写真・図面及びその他の記録物）は、本業務完了後においても、甲の許可なく無断で公表し、また第三者に貸与及び使用させてはならないものとする。

（土地の立入り等）

第 18 条 乙は、本業務の実施のため、民有地に立入り、又は立木等を伐採する場合は、当該土地所有者と協議し、その了解の上で行うものとする。

2 前項の措置は、乙の責任と費用負担によることとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第 19 条 本業務に係る重要な指示等及び協議は、書面により行うものとする。ただし、業務場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

（疑義の解決）

第 20 条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。